

高齢者を中心とする雇用・失業情勢

09.10.17～18京都・高齢者事業団交流会

- この1年ー完全失業者は89万人増え、361万人。過去最悪水準。
- 事態をどうとらえるかー従来の資本主義システムの崩壊。
- 高齢者の雇用・就業状況ー日本の高齢者は働き続けている。シルバー人材センターはその”部分“であり、低賃金・無権利の重しとなっている。
- 麻生内閣の対策の限界ー従来政策でのとりつくろい。
 - ①「雇用調整給付金」ー景気回復まで耐えよ。隠された失業が顕在化する。
 - ②「緊急人材育成・就職支援基金」ー民間職業訓練に丸投げ。再就職は自己責任。
 - ③「緊急雇用創出事業」ーあくまでも臨時的対応。
 - ④シルバー人材センターー制度の根幹の矛盾が噴出・露呈。
- 新政権の試金石ー補正予算の組替、10年度予算。雇用対策は国家戦略局？
 - ①労働者派遣法の抜本改正ー連合大企業労組とのせめぎ合い。
 - ②「雇用調整給付金」ー制度緩和を検討？
 - ③「緊急人材育成・就職支援基金」ー通常国会に「恒久法」を提出。11年度から？
 - ④「緊急雇用創出事業」ー言及なし。制度は10年度、11年度の残り2年間。
 - ⑤高齢者雇用ー言及なし。このままではシルバー人材センターオンリーとなる。

この1年 (リーマンショック08.9) 日本の労働力はどう変化したか

()内がこの1年
間の増減
(前年同月比)

15歳以上の人口
1億1050万人 (±0)

非労働力人口
4390万人 (+4万人)

労働力人口
6657万人 (-20万人)

完全失業者
361万人
(+89万人)

就業者
6296万人
(-109万人)

その他
83万人
(+10万人)

自己都合
111万人
(+4万人)

会社都合
124万人
(+61万人)

定年・契約満了
40万人
(+14万人)

09.8 完全失業率-5.5%
有効求人倍率-0.42倍

09.2以降、雇調金の対象者は200万人前後-隠れ失業の顕在化を食い止めている

- この1年、実際に就業者が増えたのは
 - ・医療・福祉-40万人
 - ・飲食サービス-17万人
- 減ったのは
 - ・製造業-112万人
- 会社都合の失業は2倍のスピードで増えている

「構造改革」下の失業情勢

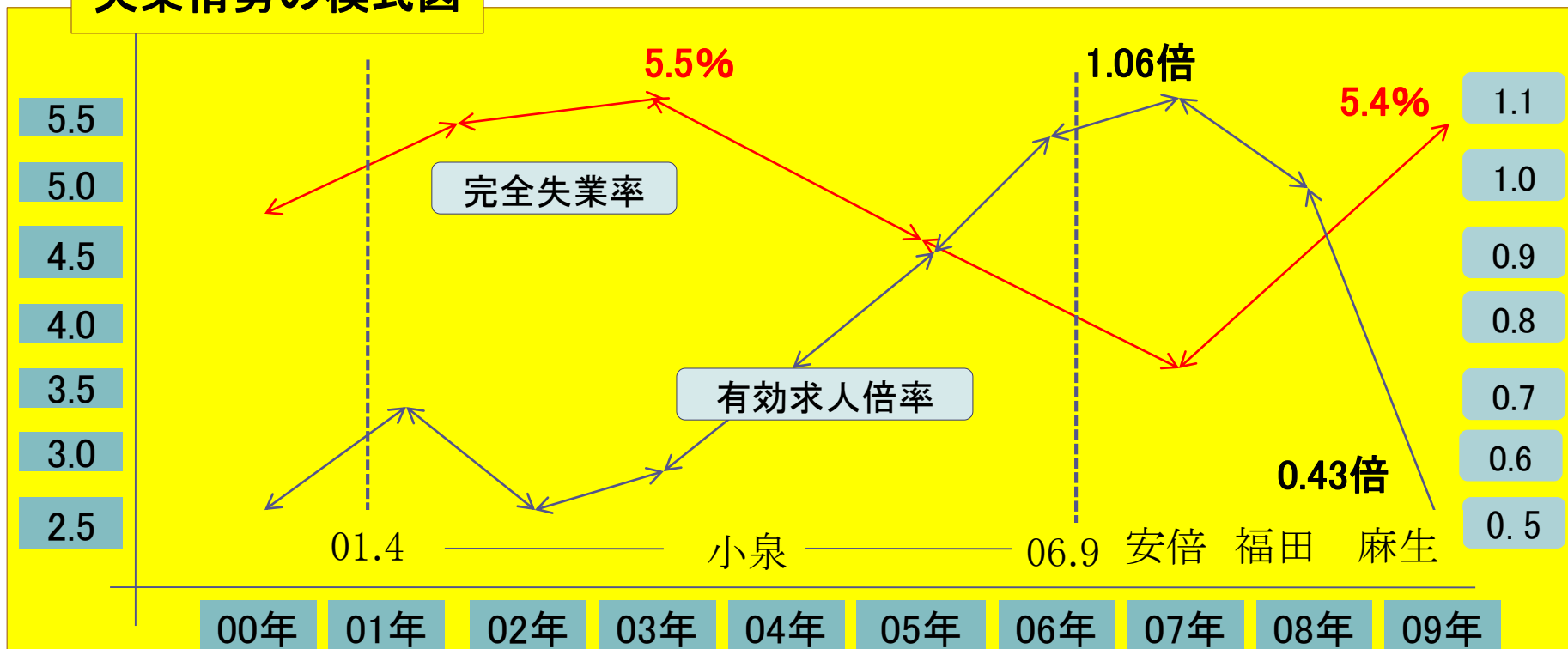
- 完全失業率—過去最高は2003年4月の5.5%、385万人
2009年6月は5.4%，346万人
- 有効求人倍率—過去最低は1999年6月の0.46倍
直近のピークは2007年6月の1.06倍
2009年4月は0.46倍

雇止め・解雇状況

(08.10～09.6)

○派遣	—135,065人
○期間工	—47,100
○請負	—16,795
○その他	—17,448
	計 216,408

失業情勢の模式図



今日の失業をどうとらえるか！

「月刊全労連」の5月号を参照

- 日本の経済危機は、先進国の中でも最悪のものとなる可能性が高い。不況の底なしの闇を雄弁に物語っているのが失業の広がりである。
- 時間が経過すれば、資本主義の活力がまた上昇局面へ回復してくると期待できる性格のものではない。従来の資本主義システムが崩壊し、機能しなくなってしまった大不況である。

厚労省の発表－非正規労働者が08.10～3月末に124,802人が失職する。実際は216,448人(09.6)だった。

実態はさらに深刻－「労働力調査」(詳細集計09.4～6)

- 非正規労働者が47万人減少。うち派遣労働者は26万人。(登録型は含まず)
- 正規労働者も29万人減少し、リストラは正規にも広がっている。

これまでと異なる特徴

突然、大企業職場で派遣労働者をいきなり失業者にしてしまう「派遣切り」が始まった。背景－雇用形態の変化－派遣、請負、期間工やパートなど中小企業では半数、大企業でも1/3～半数近くを占めている。

完全失業者347万人の状況から

- 「条件にこだわらないが仕事がない」－48万人(前年同期比+24万人)
- 「求人と年齢が合わない」－57万人(+14万人)
- 「技術や技能が求人要件に満たない」－26万人(+15万人)

「労働力調査」

(詳細集計09.4～6)

雇用機会はどの程度失われるのか？

2つのシミュレーション ← ~~09.2月時点~~

(09.2.12「日本総合研究所」)

- 過去最悪(03.4)は
5.5% - 385万人
- 09.6は5.4% - 346万人

1. 実質GDPの減少 (2010年度末までの試算)

- ① 年平均 ▲1% → 118万人
- ② ▲1.5% → 156万人
- ③ ▲2% → 193万人

08.10-12のピーク対比
21.6%の減少

2. 輸出の減少

輸出が2割削減し、その水準に対応する形で国内生産基盤が恒常的に失われた場合 - 約200万人の雇用機会が失われる。輸出産業の他に商業、運輸、事業所サービス業も影響が大きい。

助成率 中小企業 - 9/10 大企業 - 6/10

雇用調整助成給付金

09.6の実施計画は61,349事業所、2,382,931人。

制度は3年で300日分。その後、一気に解雇が増える？

厚労省幹部は失業率6%の危ぐを持っている。

「経済財政白書」(09年度) - 企業が余剰人員として抱えている「潜在的失業者」が80年代以降最大の608万人と推計。正社員のリストラが危ぐされる。

「高齢者の所得と就労」一国が示す2つの基本

□公的年金（しかし、生活できない水準）

□いくつになっても働ける社会の実現

国民年金被保険者の就業状況

就業状況	%
自営業者	17.7
家族従事者	10.5
常用雇用	12.1
臨時・パート	24.9
無職	31.2
不詳	3.6

(05年)

- 国民年金(第1号被保険者)2,123万人
- 40年加入で月額66,008円－**高齢者の基礎的な消費支出を賄う**
- 厚生年金－**退職前の生活水準を一定程度反映した生活**
- 保険料は現在13,410円が16,900円へ(2017年度)

第1号被保険者	2,123万人
第2号	3,836万人
第3号	1,079万人
計	7,038万人

日本の高年齢者は働き続けている

- 60歳～64歳の男性の68.8%が働いている。女性は42.3%
- 65歳～69歳の男性の49.5%が働き、女性は28.5%

		就業者	就業希望	非就業希望
55～59歳	男	90.1	7.7	2.8
	女	62.2	14.1	23.7
60～64	男	68.8	16.1	15.1
	女	42.3	19.7	38.0
65～69	男	49.5	21.0	29.5
	女	28.5	18.3	53.2

「高年齢者就業実態調査」(04年、厚労省)

就業者の内、シルバー人材センターを通じて仕事をした人

男	60～64	2.2%
	65～69	3.2
女	60～64	0.9
	65～69	1.5

高齢者の完全失業率

男5.1%(総数4.1%)
女2.5%(総数3.8%) 09.6

●仕事をしているのは—「自分と家族の生活を維持するため」

男 60～64—71.8% 女 56.9%
65～69—60.3 46.6

生きがい・社会参加

男10.5%
女11.9%

「労働権」と「休息権」の両面からとらえている

高齢労働者に対する勧告 (ILO第162号勧告、1980年)

- ① 高齢労働者の雇用の機会と待遇の均等をはかり、雇用及び職業における差別防止の措置をとること。
- ② 高齢労働者に対する雇用上の保護措置をとること。
- ③ 高齢労働者が労働生活から自己の意志によって退職しうる措置をとること。

日本政府の考え方

少子高齢化の急速な進行により、今後、労働力人口の減少が見込まれる中で、我が国経済の活力を維持していくためには、高年齢者の能力の有効な活用を図ることが重要な課題である・・・。「高年齢者等職業安定対策基本方針」(09.3)

国の高年齢者の雇用・就業対策は大きく3つが実施されている

1. 安定した雇用の確保

- 65歳までの定年引上げ、継続雇用
- 「70歳まで働ける企業」の促進
- 定年引上げ等奨励金の活用

2. 再就職の促進

- 再就職の促進
- 募集・採用時の年齢制限の禁止
- 再就職援助を行う事業主への援助

3. 多様な就業・社会参加

- シルバー人材センター事業の推進
- シニア就業支援プログラム事業
- 共同就業機会創出助成金

「高年齢者等職業安定対策基本方針」(09～12年度末)が定められた。

①65歳までの雇用確保措置、②70歳まで働ける企業、③多様なニーズに対応し、60～64歳の就業率を2012年度末に56～57%、65～69歳の就業率を37%とする。

60～64歳(常用)は08年129万人。就業率は57.2%。男72.5%。

「労働総研」の緊急提言の3つの柱

1. 解雇規制と雇用の維持・深刻な失業は大企業の雇用政策にある。放置しては、失業の解決はおろか、衝撃の緩和もできない。
2. 失業者の生活と権利を保障する・まず生きて、仕事を得て、生活ができるための緊急施策、活用すべき制度のあり方。
3. 新たな雇用創出・拡大・新自由主義政策から脱皮し、過労も失業もない社会を展望する。

運動において留意すべき失業保障の諸原則

- ①まだ雇用されたことのない新規学卒者を含め、すべての失業者を対象とする。
- ②失業の理由、性別、年齢、雇用形態などにより、失業保障や再就職を差別してはならない。
- ③失業期間中の生活保障はすべての労働日について失業手当を支給する。
- ④失業対策の諸制度の管理・運営は労働組合や失業者支援NPOの参画の下に行う。
- ⑤失業者の人格を尊重し、その職業能力の発展を保障し、自ら積極的に雇用開拓が行えるようにする。

5. 雇用・経済

37. ●失業給付の切れた人、雇用保険の対象外である非正規労働者、自営業を廃業した人を対象に、職業能力訓練を受けた日数に応じて「能力開発手当」を支給する。

〔5000億円程度〕

38. ●すべての労働者を雇用保険の被保険者とする。
●雇用保険における国庫負担を、法律の本則である1/4に戻す。
●失業後1年の間は、在職中と同程度の保険料負担で医療保険に加入できるようにする。

〔3000億円程度〕

39. 製造現場への派遣を原則禁止するなど、派遣労働者の雇用の安定をはかる。

40. ●貧困の実態調査を行い、対策を講ずる。

●最低賃金の原則を「労働者とその家族を支える生計費」とする。
●すべての労働者に適用される「全国最低賃金」を設定(800円を想定)する。
●景気状況に配慮しつつ、最低賃金の全国平均1000円を目指す。
●中小企業における円滑な実施を図るため、財政上・金融上の措置を実施する。

〔2500億円程度〕

